

第 26 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求めらる。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 27 号

和解 及び 損害賠償額 の 決定 について

令和5年5月8日に判明した、熊本県が賃借したパソコンの破損及び部品の紛失に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年9月1日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
テンプラス株式会社	44,880円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。